

2 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和2年2月20日 午後1時
 場所：山口県教育庁教育委員会室

開 会	午後1時
教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和2年2月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>宮部委員と穎原委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰」について、御説明いたします。議案書の2・3ページを御覧ください。</p> <p>去る1月18日に萩商工高等学校の小林孝史教頭が、2月15日に豊北高等学校の小田孝司教諭が逝去されました。</p> <p>これに伴いまして、この方々が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、萩商工高等学校及び豊北高等学校から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は、勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に対応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、1月18日付けで小林教頭を、2月15日付けで小田教諭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第2号「令和2年度 山口県一般会計予算」についての意見の申出について、議案第2号別冊の「教育委員会当初予算(案)の概要」により御説明いたします。</p> <p>資料の1ページをお開きください。基本的な考え方についてです。</p> <p>県教委では、平成30年度に策定した「教育振興基本計画」に基づき、諸施策を総合的・計画的に推進しています。こうした中、県の令</p>

和2年度当初予算は、3つの維新への挑戦を一層進めていくとして、国の総合経済対策にも呼応した令和元年度補正予算と一体的な編成がなされたところです。

県教委においては、こうした県の予算編成の下、教育振興基本計画の7つの緊急・重点プロジェクトに沿った施策の重点的な取組を進めるとともに、特に全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることから、地域連携教育の取組を一層進めるほか、教育のICT環境の整備に取り組む予算となっております。

1ページめくっていただいて、2ページを御覧ください。予算規模ですが、児童生徒数の減少による教員定数の見直し等により、来年度の教育委員会所管予算は約1,260億円、対前年度比では94.2%となります。国の総合経済対策に呼応した2月補正予算を合わせますと、下段〔四角の括弧〕にありますように約1,294億円、前年度比では96.7%となっております。

それでは、主要事業につきまして、新規・拡充事業を中心に御説明いたします。

1ページめくっていただいて4ページを御覧ください。1の「地域教育力日本一推進プロジェクト」の新規事業、「育ちと学びをつなぐコミュニティ・スクール推進事業」です。

地域連携教育の取組を一層充実させるため、「CS活動推進員」を全ての県立高校に配置します。CS活動推進員は、地域住民、企業、団体等の関係者との調整や校種間連携体制の構築等、取組全体の企画・調整を行います。

また、中学校・高等学校それぞれのコミュニティ・スクールが連携した取組を実施します。生徒と学校運営協議会委員、行政職員等で地域の課題解決に向けた“熟議”を実施し、そこで出された意見を実際の取組に反映させ、協働活動を行います。

次に、5ページの「地域教育力日本一推進事業」です。各市町教育委員会の自律的な推進体制の確立に向けた助言・支援を行う「地域連携教育アドバイザー」の配置や、県立学校の学校運営協議会への助言・支援等を行う「地域連携エキスパート」の派遣、活動充実に向けた各種研修の開催等を今年度に引き続き実施します。

また、6ページにありますように「地方創生フォーラムin山口」を開催し、地域づくりに関わる学校や団体等の実践発表や有識者等によるパネルディスカッションを通じて、本県のこれまでの取組の成果を県内外に発信し、コミュニティ・スクールを核とした地方創生の機運を醸成します。

このほか、「高校コミュニティ・スクール推進事業」では、全県立高校にコミュニティ・スクールが導入されることから、各学校・学科の特色に応じて、地元地域や大学・企業等との協働体制を確立し、地域の活性化にも直接貢献する、高校ならではの取組を全県立高校で推進します。

7ページを御覧ください。2の「教育を通じた『ふるさと山口』創生プロジェクト」の新規事業「やまぐちハイスクールブランド創出事業」です。

9つの専門学科等を代表する9校が、学科の枠を越え協働して模擬

会社を設立し、企業等と連携しながら、一連の起業活動の実施や商標の考案など、新たな価値の創造につながる教育活動を展開し、

「Society5.0への対応」と「地方創生に資すること」ができる人材の育成を図ります。これまでも学校単位での取組は行っていますが、この事業では、学科間で連携することで、それぞれの強みを生かし、新たな商品開発やマーケティングを行います。また、開発した商品・サービスを統一ブランドとして認定し、全県・全国へ展開します。

少し飛びますが、11ページを御覧ください。3の「確かな学力育成プロジェクト」では、ページ中ほどにあります「プログラミング教育推進事業」にて、新学習指導要領に基づき、令和2年度から全ての小学校において必修化されるプログラミング教育が効果的に実施されるよう、今年度から取り組んでいます。来年度も引き続き、県内小学校7校の研究指定校においてプログラミングロボットを活用した授業実践研究等を行います。

続いて12ページ、4の「豊かな心・健やかな体育成プロジェクト」に関連した主要事業です。

まず、「いじめ・不登校等対策強化事業」では、「山口県いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導上の諸課題に実効的に対応するため、外部専門家の配置や関係機関との連携強化等による生徒指導・相談体制の充実を図ります。なお、SNSを活用した相談事業は、来年度からは私学にも対象を拡げて実施します。

次に新規事業「スクールロイヤー活用事業」です。法律の専門家である弁護士を新たに配置し、その専門的知識・経験に基づき、法的側面からのいじめ防止教室を行うとともに、県内の公立小中学校において、いじめ等生徒指導上の諸課題に適切に対応するための指導・助言等を行います。

14ページを御覧ください。続いて、5の「魅力ある学校づくりプロジェクト」に関連した主要事業です。

まず、新規事業の「新たな学びを実現する教育ICT推進事業」です。四角囲みの中にあるように、最初の「学校における教育ICT環境の整備」では、全ての県立高校・特別支援学校の校内ネットワークを更新します。全ての普通教室などのネットワークの高速化と無線LANの整備を行います。また、研究指定校5校の普通教室などに大型提示装置や実物投影機を整備します。

次の「1人1台パソコン端末活用に向けたモデル事業の展開」では、1人1台端末活用に向けて、研究指定校の高等学校の1年生、県立中学校、総合支援学校の小学部・中学部（小学5・6年生、中学1年生）に端末を導入し、端末を活用した授業の研究を行います。

また、「ICT導入による教育の質の向上」では、「SINET（サイネット）」を活用した大学との連携による専門性の高い学習や、海外のネイティブ・スピーカーとのディスカッション等の遠隔教育を行います。

さらに特別支援学校では、入院などで通学して教育を受けることができない児童生徒と教室をつなぐ分身ロボットを活用し、一人ひとりに合わせた教育環境の整備なども行います。

次の「県内の教育ICT推進体制の構築」では、県全体で教育のI

CT化を推進することをめざした協議会の設置や法に基づく県学校教育情報化計画の策定等、推進体制の構築も行います。

次に、新規事業の「ICTを活用した新たな学び推進事業」です。

総合教育支援センターに「やまぐち教育先導研究室」を設置し、民間のコーディネーターとともに、ICTを積極的に活用した新たな学びを学校で展開するための学習プログラムの開発等を行う事業を実施します。

16ページ、新規事業の「総合支援学校未来開拓推進事業」では、新たに就業実践科が設置される総合支援学校等を拠点に、実践的・体験的な学習活動を展開し、障害及び障害のある児童生徒への理解の促進を図ります。具体的には、学校と地域の日常的な交流の活性化のため「協育サポーター」の配置や、学校内の「地域交流スペース」に設置するカフェの運営等を通じた学習や就業体験の実践を行います。

16ページ最後にあります「県立学校施設整備事業（多部制定時制高校の整備）」です。新山口駅周辺に設置する多部制定時制高校については、令和3年度の完成に向け、昨年12月に着工したところであり、引き続き整備を進めてまいります。

続いて17ページ、6「教職員人材育成プロジェクト」では、新規事業として先ほども御説明した「ICTを活用した新たな学び推進事業」の他、学校における教員の働き方改革関連事業として「学校業務支援員配置事業」や「やまぐち部活動応援事業」、「学校における働き方改革環境整備事業」の3事業について運用校を拡充させながら実施します。

18ページ、7の「安心・安全な学校づくりプロジェクト」です。

「学校安全総合推進事業」では、学校安全の取組を総合的かつ効果的に推進していくため、「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域において、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった学校安全の取組等を実施します。

最後に19ページ、8の「その他の主要事業」です。「公立高等学校等就学支援事業」と「国公立高校生奨学給付金事業」では、引き続き、高校生の授業料相当額の支給と授業料以外の教育費についての給付金の支給を行います。新たに専攻科が支給対象に加わりました。

また、山口県立山口博物館では「特別展『生物の進化と恐竜ワールド』」を開催することとしています。様々な化石から生物の6億年の進化の過程をたどるとともに、「恐竜ダンボールアート遊園地」で楽しく体験しながら、恐竜の大きさや体のつくりなどを学ぶ特別展を開催します。

以上が主要な事業ですが、来年度、これらの施策を総合的に展開し、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの本県らしい特色ある教育を推進し、本県教育の質の向上に取り組んでまいります。

この「令和2年度当初予算案」につきまして、県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるところでございます。

	<p>以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>最後に説明していただいた19ページの高等学校等就学支援金の対象者というのが、世帯年収約940万円未満ということが書かれてあるのですが、これだとほとんど、80%ぐらいの世帯が該当すると思います。それぐらいを対象に与えるということですよ。</p>
教育政策課長	<p>おっしゃられました通り、全国で8割程度の生徒が対象となっております。</p>
中 田 委 員	<p>分かりましたが、下の専攻科のほうと基準が違うので、どうしてかなと思いました。</p>
教 育 長	<p>この予算については先般、記者会見でも一応発表しております。</p>
中 田 委 員	<p>良いことをやるのですね。</p>
教 育 長	<p>本日、これから「総合教育会議」がありますが、そちらでも予算のことは少し出るかなと思いますので、またその時でいろいろ御意見を伺えたらと思います。</p>
佐 野 委 員	<p>今回、施策的な予算が維持されているのは良いなと思います。 また、これまでになかったICT関係の予算が、国の経済政策とは思いますが、多くて良いと思います。このあたり、たぶんハードの部分が注目されると思いますが、こういったものを生かすも殺すも、どんなソフトを動かして活用するかにかかっている。そちらのほうも事業としては書いてありますが、活用する方法についてもしっかり準備して、「宝の持ち腐れ」にならないようにしてほしいと思います。ICT関連って適切に使用すれば、どんなに使ってもそうそう壊れるものではないと思うので、しっかり使っていただきたい。 それから「GIGAスクール構想」について、少し教えてもらえると助かります。</p>
教育政策課長	<p>「GIGAスクール構想」は国の制度改革で、ひとつは小・中・高等学校全てにおいて校内ネットワークの高速化、また無線LANを整備していく事業です。もうひとつは「児童生徒1人1台PC端末」の整備ということで、こちらにつきまちは1台当たり4万5千円上限の契約ではございますが、この端末を今年度の補正予算で小学5・6年生、中学1年生の全体人数の3分の2を対象に支出されることになっています。残りの3分の1については市町村への地方財政措置、または自治体の責任で整備されることとなります。そうした自治体に対しては残り3分の2について、今申し上げましたとおり、小学5・6年生、中学1年生全員にパソコンを購入する費用の補助が出てくると</p>

	<p>ということで。県でいえば、県のネットワークの整備対象、あと、県立下関中等学校と高森みどりの中学1年生について、今回、「1人1台PC端末」を申請し、整備するものとしています。</p>
佐野委員	<p>ICTの基盤整備を1回やったら随分使わないといけないと思いますので、この先使っていくうえで、これ以上ないくらいのスペックでお願いしたいと思います。予算的な制限はあると思いますが、そのくらいの機能を最初に用意しておかないと、あつという間に使えなくなってしまう心配もある。出来るだけ、今の時点でスペックの高いものを用意していただければ、長く使えるのではないかと思いますので、お願いしたい。</p>
教育長	<p>先ほど課長のほうからも説明しましたが、やはりこれをしていくためには、きちんと調査・研究をしながら進めていかなくてはならない。総合教育支援センターに「やまぐち教育先導研究室」を新たに設置して、民間の力も借りながらいろんなプログラム開発をして、学校にしっかりと指導していく体制を整えていきたいなと思います。「GIGAスクール構想」で2,300億ぐらいの膨大な予算が国全体で出ているので、今、これに乗り遅れるとしばらくチャンスがなかろうと思いますので。知事にもしっかりと理解していただいて、予算の追加ということで、「宝の持ち腐れ」にならないようにしっかりと行ってまいりたいと思います。</p>
宮部委員	<p>引き続きICTについてですが、今回の補正予算で行う場合、3分の1の部分については、それぞれの自治体で地方財政措置などを使って負担するとのことですが、一斉にできるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>今回、県もそうですが全ての市町につきましても、ネットワークの整備であるとか、小学5年生への1人1台PC端末について整備する方向で検討が進められております。また今回、ネットワークは各市町によって、最終的な姿勢は県が提示するかたちになりますし、1人1台PC端末については、県で取りまとめて調達することを推奨されております。現在、各市町とも具体例を提示しながら進めておりますし、国からの情報提供を受けながら全県として取り組んで参りたいと考えております。</p>
額原委員	<p>12ページの「スクールロイヤー」。以前も伺ったのですが、なかなか専従での配置というのは難しいかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>スクールロイヤーの配置について、専従は難しいじゃないかという話ですね。</p>
学校安全・体育課長	<p>スクールロイヤーにつきましても今のところ、県の顧問弁護士を中心として体制を整備していくことを検討しているところでございます。具体的には電話相談で、月の一定の日を指定して、その期間に電</p>

	話相談を受けるかたちで考えており、今から最終的な詰めをしていきたいと思います。
穎原委員	月の決まった日ってことでしょうか。
学校安全・体育課長	基本的には「その月の第何週の何曜日」というかたちで時間を決めて、対応していただくことを検討しております。
穎原委員	初期対応とかの問題が起きた時、問題が大きくなるようにとか、学校側に問題が起きた時にすぐ相談したいとか、そういうふうな体制が整っていれば助かるのではないかと思います。
佐野委員	私も「スクールロイヤー」について。法律の専門家である弁護士を活用することはこの先必要だと感じるのですが、学校とか子どもについて専門性を持っている弁護士が、現在どのぐらいいるのかなと思っています。これまでは、学校のことや子どものことについて専門にされる弁護士は多くなかった。法律の専門家ではあるが、教育や子どもの専門家ではないという部分があるので、法的対応を丸投げしてしまうとミスリードにつながってしまうことが心配だ。学校の現場の人たちがどのように専門家の助けをもらって、どのように動いてもらうかをしっかり打合せして、認識を共有することが大切じゃないかと感じています。その辺、動いてもらう弁護士と打合せをされるとか、状況を認識してもらう動きというのは考えておられるのですか。
学校安全・体育課長	基本的には法的相談への対応ということだと思います。個別の事例については考え方を共有しながら進めていきたいと思ひますし、法的な視点での助言、例えば、どういうふうに法の整理をすればいいのか、などをしっかりお伺いしたいと考えています。そのように取り組むことで、子どもや教育についての理解がないようなことにはならないようにしていきます。
教育長	「丸投げ」ということは、考えておりません。
佐野委員	どういう切り口で聞くかというところを、やはり方向性を共有してから相談しないと、思ってもみなかった誤解を与えてしまうこともあるでしょうし。スクールロイヤーとして活躍されている弁護士は少ないですが、教員免許を持っていて、かつ弁護士になられている方がかなりそういった動きをされている。そこまでは難しいでしょうが、理解のある弁護士が増えて、協力してもらえようになればと良いなと感じます。
教育長	しっかり利用しながら対応していきたいと思ひます。
穎原委員	「1人1台PC端末」についてですが、生徒一人ひとりが利用するというのはまだ先の話だと伺っています。パソコンにもいろいろあるが、使うのはノートパソコンなのか、デスクトップパソコンなのか。

	<p>デスクトップだと場所をとりますので、1人1台だと机の上にポンと置くようなかたちになるのでしょうか。そうしたら教科書があつて、ノートがあつて、パソコンがあるって、余裕があるのかな、と思いました。</p>
教育政策課長	<p>PC端末はタブレットのようなものを想定しております。ただ、国からはキーボード付きとも言われていますので、タブレット端末にキーボードが付いたものを考えております。電源キャビネットをネットワークの整備のほうで合わせて設置します。例えば40台のタブレットを接続して夜のうちに充電し、かつ、鍵を閉められるようになるかと思ひます。</p>
教 育 長	<p>机の上にデスクトップが置いてある、という状態にはならないということですよ。</p>
宮 部 委 員	<p>「教職員人材育成プロジェクト」のうち、「学校業務支援員配置事業」と「やまぐち部活動応援事業」についてですが、人数は全体のどのぐらいになりますか。</p>
教 育 長	<p>学校業務支援員の人数ということでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>今年度、学校業務支援員は13の市町で89人配置しております。</p>
宮 部 委 員	<p>全体のなかで、必要であろうと思われる学校の中でどのくらいのパーセントですか。希望しないところは分からないですね。</p>
義務教育課長	<p>小中学校のほうは学校希望もありますので、何とも言えません。小中学校合わせて400校あまりあり、規模もありますが、その中で予算で行きますと100人程度ということで、全部の学校に行き渡るほどの人数ではないと思ひます。ただ、昨年度よりは増えている感じですよ。</p>
教 育 長	<p>部活動指導員はどうでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>来年度は公立中学校で80名、高等学校40名の予定です。今までは、希望がありましたところに対しては配置しております。</p>
中 田 委 員	<p>部活動指導員のほうは、以前制度が導入された時、適任といいますか、良い方を見つけるのが厳しいという話を聞きました。学校側で言うところ、今の状況ではそれほど経験のない人が部活の指導をされていて、できればもっとよく知った人が指導するほうが良いのではないかと、指導員のニーズがあると思ひます。ただ、学校側の「こういう方にやってもらいたい」というイメージがあると思ひますが、なかなかそれに合致するような人が見つからない、と最初は言われていた。だから人数もそれほどではなかった。今はどうですかね。例えば野球だったら、その学校の卒業生だとか、地域活動で野球</p>

	<p>を指導されているとか、過去に甲子園へ行った、大学野球をしていた、というようなデータがある程度出来ているとか、いろんな段階があると思いますが、どういう状況ですか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>指導員になる方の確保ということで、「準指導員制度」として指導員になるための研修期間といいますか、そういった制度にも取り組んでおります。データバンクにつきましては今、スポーツ推進課のほうで競技団体と連携して、昨年から作られております。そういったものの周知も含めて行っているところですが、やはり、学校現場においては個々の地域で学校での指導をしていただく適切な方がおられるかという、そうでないと思います。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>部活動指導員を探されるのに、各地に体育協会とかあると思うのです。そういったところと人材確保のための情報共有はされているのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>体育協会を含めて、そういった競技団体でスポーツの人材データバンクというのが作られています。</p>
<p>中田委員</p>	<p>11ページのプログラミング教育についてですが、家庭科の技術の時間だったかな、そのなかでプログラミングを教えるというふうにイメージしているのですが、小学校だったら何年生ぐらいから教育をされるのでしょうか。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>高校では情報の科目がありますが、今回のプログラミング教育でプログラミング言語であるとか技術そのものを習得するというのではなく、プログラミング的思考について学ぶということです。小学校の特定の教科の時間で「今日はプログラミングの学習をします」ということではありません。</p> <p>例えば、算数の問題を考える過程で、試行錯誤しながらフローチャートを追いながら答えていく、といったことも含めて、様々な教科の中でそういうプログラミング的思考について意識して取り上げていきます。特定の学年の教科を指定しては行いません。</p>
<p>中田委員</p>	<p>私がよく知っているのが、「SSS（スリーエス）というスポーツジムが学習塾を運営していて、そこで、プログラミング教育を教えています。そこでは小学生なんかが中心で受講していると思うのですが、今度はそういうのが小学校でも始まるので、ちょっと早めに塾なんかでも教える。そんな感じですよ。</p> <p>プログラミングというと、僕は古い人間なのでCOBOL（コボル）とかFortran（フォートラン）というような、ああいう言語は勉強した覚えはあるのですが。同じようなものですか。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>小学校でプログラミング教育が必修化されるということですが、特定のプログラミング言語を習得するとか、プログラミングの技法・技能を習得するということを目的としている訳ではございません。塾が</p>

	<p>どのような内容かはそれぞれあるかと思いますが、例えば先ほども申し上げましたが、算数では正多角形を正確に書く場面で、ソフトのタイミングという考え方を学ぶ。家庭科では炊飯器がどのように制御されているかというところで、プログラミングが生活に役立っていることを学ぶ、ということも含めて行ってまいります。</p>
佐野委員	<p>13ページの「思春期グローイングハートプロジェクト事業」についてですが、広島県には効果的な心理教育プログラムがあるということですが、小学校から中学校、高校と様々な段階の子どもたちがいらっしゃるので、各段階に応じたプログラムをここで考えていくことでしょうか。その辺少し教えていただければ。</p>
学校安全・体育課長	<p>「思春期グローイングハートプロジェクト事業」についてですが、今年度から行っている事業です。スクールカウンセラーによる講義等のプログラムを学校と連携しながら進めています。そういった中で、子どもたちの状況に応じた指導ができると考えておりますし、今年度実施した内容につきましては、好事例等をしっかりと集めて、今後、スクールカウンセラーと共有しながら進めていきたいと考えております。</p>
佐野委員	<p>同じ趣旨のプログラムでも、低学年と高学年だと受け止め方や理解のしかたが違うと思うので、そのあたり、アプローチを変えることでうまく伝わることもあるかと思います。いろんな種類の事例を提示していただけたらと思います。</p>
教育長	<p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認</p>
教育長	<p>議案第2号を承認いたします。 続いて議案第3号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第3号「令和元年度山口県一般会計補正予算（第4号）」についての意見の申出について御説明します。資料16ページにより説明します。</p> <p>はじめに、「1歳出予算」の表の太線で囲んでいる部分、「補正額」の欄を御覧ください。</p> <p>まず、「給与関係経費」は、学校教職員等の給与費などの実績が見込みを下回ったことにより、23億6,719万9千円の減額となりました。</p> <p>次に「一般行政経費」は、全日制高等学校の一般管理費における光熱水費や非常勤職員の給与費等の実績が見込みを下回ったことなどにより、4億2,290万8千円の減額となりました。</p> <p>「施策的経費」の通常分は、高等学校等の授業料の負担軽減を図る就学支援金の支給見込みの減などにより、2億3,170万3千円の減額となりました。</p>

	<p>「施策的経費」の経済対策分ですが、3の概要にお示ししておりますように、国の経済対策への対応に伴う補正でございます。</p> <p>「県営建築事業費」は、工事の入札減などにより、5億3,293万円の減額となりました。</p> <p>さらに「災害復旧費」は、一部の予備費を残して本年度の見込みの減により、5,000万円の減額となりました。</p> <p>これらの結果、2月補正全体額は合計欄にありますとおり、1億9,433万3千円の減額となっています。補正後の県教委の予算総額は、1,342億5,773万4千円となります。</p> <p>続いて、来年度に繰り越す「2 繰越明許費」についてです。</p> <p>まず、「教育庁運営費」では先ほど御説明したように、国の経済対策への対応に伴う補正により、繰越が必要となりました。</p> <p>また、「校舎改築費」では「下関北高校 相撲場新築工事」などの計3件で、部材納入の遅れに伴う全体工程の遅延等により、繰越が必要となりました。</p> <p>さらに「施設整備費」では「田布施総合支援学校 高等部移転工事」などの計4件で、設計内容に係る学校との調整等により、繰越が必要となりました。</p> <p>よって、合計で44億4,488万5千円を来年度へ繰越ししようとするものでございます。</p> <p>この補正予算第4号につきましても、先ほどの当初予算と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第3号について説明がありました。御意見、御質問はありますか。
中 田 委 員	教育委員会だけでなく他の部署の予算も同じように補正があるかと思いますが、「補正前と比べていくらか増えました」というときは非常に分かりやすい、例えば会計的にも「当初予算と比べてこれだけついたので、これを3月いっぱいまでに使いますよ」ということで分かりやすいですが、補正で「元々あった予算が少なくなります」というときの余った分については、会計的にどのように処理をされるのでしょうか。
教育政策課長	補正予算につきましては、基本的に1年間の使える金額になりますので、先ほどもおっしゃられましたとおり、増えるのもあれば減るものもある。減った分については、当然増えたところに財源として回す必要がありますから、全体的に活用しながら、2月の県議会までに、使える金額に各々調整します。
教 育 長	議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認

教 育 長	<p>議案第3号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第4号から第6号まで、教育政策課から続けて説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第4号から第6号まで続けて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第4号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての意見の申出について」説明致します。資料26ページを御覧ください。</p> <p>「1 改正の趣旨」についてです。地方自治法第243条の2第1項に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責について、条例で必要な事項を定めるものです。</p> <p>「2 条例の概要」についてです。知事等の県に対する損害を賠償する責任については、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、(1)に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとします。</p> <p>「3 施行期日」についてですが、令和2年4月1日から施行することとしています。</p> <p>続いて、議案第5号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」説明します。資料35ページを御覧ください。</p> <p>知事等の給与の特例に関する条例において、教育長の給与の特例を定めております。改正の内容は、平成26年4月1日から令和2年3月31日までとしている、「給料月額5%の減額措置」について、さらに1年間延長するものです。</p> <p>続いて、議案第6号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」説明します。資料41ページを御覧ください。</p> <p>「1 改正の趣旨」についてです。国においては、豚コレラのまん延を防止するために行う野生イノシシの死体の運搬等の作業を、特殊勤務手当として支給できるよう、人事院規則の改正等が行われたところであることから、本県においても所要の改正を行うものです。</p> <p>「2 改正の内容」についてです。家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業で人事委員会が定めるものに従事した場合に、1日につき300円を手当として支給するものです。</p> <p>「3 施行期日」についてですが、公布の日から施行することとしています。</p> <p>以上が、議案第4号から第6号の説明です。これらの改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異なる旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第4号から第6号について説明があり</p>

	ましたが、御意見、御質問はありますか。
中 田 委 員	35ページの議案第5号。1年延長するというふうに書いてありますが、何か理由はあるのでしょうか。他の都道府県でも同じような処置がされているのでしょうか。
教育政策課長	県の行財政構造改革というのがありますので、厳しい財政状況の中、引き続き教育長の給与について、こういうかたちでやっていくことです。他県でも、そのようなことをやっているところはあるかと思えます。
中 田 委 員	というのも、何人かの方が該当されるわけですが、金額的にはそれほど大きくならないと思うのですよね。特に反対する訳ではないのですが、多忙で、ものすごく働かれている方々ですので、特別な理由がない限りは満額というか、普通に給与を与えればいいじゃないかと思えます。
教 育 長	お気遣いをありがとうございます。県民の皆様から大変厳しい意見をいただいておりますから、当然管理職としての姿勢を見せる必要があると思えます。
宮 部 委 員	議案第6号について。「300円を払ってあげる」ということなのですが、これは全国的なものなのでしょうか。
教 育 長	全国的なものです。
教 育 長	議案第4号から第6号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第4号から第6号を承認いたします。 続いて議案第7号について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第7号「山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の制定について」御説明します。資料45ページを御覧ください。 教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間については、県条例や人事委員会規則で定めておりますが、その規定以外にも必要な事項を規則で定めるものです。 施行期日については、令和2年4月1日から施行することとしています。 御審議のほど、よろしく願いいたします。
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第7号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

教 育 長	議案第 7 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 7 号を承認いたします。 続いて議案第 8 号から第 9 号まで、教職員課から続けて説明をお願いします。
教 職 員 課 長	<p>議案第 8 号「山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明いたします。これは知事からの意見の聴取に対しまして「異存なし」として処理したものについて報告し承認を求めるものです。</p> <p>資料の 5 1 ページを御覧ください。1 の「改正の趣旨」にありますとおり、公立学校の教職員定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行うものです。</p> <p>2 の「改正の内容」ですが、高等学校につきましては収容定員の減等により、教職員定数は 7 3 人の減となります。</p> <p>中等教育学校につきましては収容定員の減により、1 人の減となります。</p> <p>特別支援学校につきましては、高等部の移転に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級数の減等により、2 4 人の減となります。</p> <p>中学校及び小学校につきましては、国の定数改善に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級数の減等により、中学校で 5 6 人の減、小学校で 2 5 人の減となります。</p> <p>以上により、改正後の教職員定数の合計は 1 2, 5 4 7 人となり、現行と比べて 1 7 9 人の減となります。なお、この条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日としております。</p> <p>続いて、議案第 9 号「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明いたします。こちらも、知事からの意見の聴取に対しまして「異存なし」として処理したものについて報告し承認を求めるものです。</p> <p>資料の 5 7 ページを御覧ください。1 の「改正の趣旨」にありますとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布を受け、教育職員の業務の量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものです。</p> <p>改正の内容ですが、一つ目は教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、教育委員会が定めるものです。</p> <p>二つ目は県費負担教職員について、所要の読替規定を設けるものです。</p> <p>この条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日としております。</p> <p>以上でございます。</p>

教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第 8 号から第 9 号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>子どもの数が減っていく中で、どうしても先生の数も減っていく大変厳しい状況です。これはしばらく続くのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>議案第 8 号から第 9 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第 8 号から 9 号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第 1 0 号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第 1 0 号「山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」説明させていただきます。資料 6 2 ページを御覧ください。</p> <p>改正の趣旨についてですが、令和元年 1 2 月 1 7 日に、人事委員会規則「会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」が公布されました。この規則の施行にあたって、必要な教育委員会規則を制定するものです。</p> <p>次に規則の概要についてです。</p> <p>人事委員会規則では、会計年度任用職員の勤務時間の割振り等については、教育委員会が行うこととされていることから、県立学校に勤務する会計年度任用学校職員に係る勤務時間の割振り等について、校長に対してその権限を委任するものです。</p> <p>なお、施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。</p> <p>以上、御審議の程お願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第 1 0 号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第 1 0 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第 1 0 号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第 1 1 号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>議案第 1 1 号の「山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明します。</p> <p>関連の資料は 6 6 ページから 6 9 ページまでとなっておりますが、6 9 ページの参考資料により御説明いたします。</p> <p>改正の理由は、「1」にありますように、平成 3 0 年 4 月に下関北高校を開校し、響高校及び豊北高校の生徒募集を停止したことに伴い、今年度末をもって響高校及び豊北高校の在籍者がいなくなり、両</p>

	<p>校が廃止となることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>施行期日につきましては、令和2年4月1日となります。</p> <p>この条例改正につきまして、県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>御承認のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から議案第11号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>響高校と豊北高校がなくなるということで、3月の卒業式が最後の卒業式となります。</p>
教 育 長	<p>議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第11号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>続いて報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>報告事項1「令和2年度教育委員会事務局等の組織改正について」御報告します。資料74ページを御覧ください。</p> <p>「2 主要事項」にあります通り、まず1点目は、「地域連携教育推進室」の設置についてです。</p> <p>令和2年4月に、県内全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなることから、本県がこれまで推進してきた地域連携教育の取組を一層充実させるため、「義務教育課 やまぐち型地域連携教育推進班」と「社会教育・文化財課 家庭・地域教育班」を統合するとともに、高校教育課から地域連携教育の取組に関連する業務を移管し、新たに地域連携教育の推進の核となる「地域連携教育推進室」を設置します。</p> <p>2点目は、「やまぐち教育先導研究室」の設置についてです。</p> <p>Society5.0などの新たな時代を見据えた最先端の教育を研究し、本県の教育を先導していく取組を実施していくため、やまぐち総合教育支援センター企画室を「やまぐち教育先導研究室」に改組します。</p> <p>以上御報告いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>最初の「地域連携教育推進室」については、今までそれぞれの課の担当していたところをひとつにまとめて一体的に進めていくということです。来年度、県内全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなりますので、組織もそれに合わせて変えます。</p> <p>それから「やまぐち教育先導研究室」は先ほども説明したとおり、</p>

<p>教 育 長</p>	<p>パソコン等の端末も揃いますし、「1人1台PC端末」をどのように活用するかなどについて調査・研究するところとなります。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>報告事項2「学校運営協議会を設置する学校について」御説明いたします。資料は、議案冊子75ページです。</p> <p>本報告事項は、「地教行法」第47条の6第1項及び「学校運営協議会の設置等に関する規則」第1条第1項の規定に基づいて、令和2年度から新たに学校運営協議会を設置することとした学校について、御報告するものであります。</p> <p>新規設置校は資料の1にありますように、県立光高校など8校であります。</p> <p>設置の期日は、2にありますように令和2年4月1日としております。</p> <p>3の「新規設置校における実施計画の内容」についてですが、まず、「8校共通の取組」にありますように、地元地域の保護者や地域住民に加え、学科等の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員に任命し、学校運営基本方針の承認や学校運営改善にむけた協議・提言、運営状況についての評価などを行うこととしております。</p> <p>また、各学校において考えられる取組としましては、地元小・中学校への学習支援、大学との連携による講演会や授業の実施、地元企業や熟練技能者等との連携による実技指導や商品開発、開発した商品の販売などを予定しています。</p> <p>こうした取組を計画段階から学校運営協議会において協議し、地域の意見を反映させるなど、より充実した多様な教育活動を学校・地域が一体となって展開してまいります。</p> <p>4の「今後の方向性」については、一つ目の○にありますように、全国に先駆けて、公立の全ての小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなりますことから、新たな取組として「CS活動推進員」、いわゆる「コーディネーター」を全ての県立高校へ配置し、中学校をはじめとした校種間の連携体制を構築することにより、地域の課題解決に向けた熟議や地域活動等を充実させるよう考えているところです。</p> <p>また、二つ目の○にありますように、コミュニティ・スクールを導入することで、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働することで、「社会に開かれた教育課程」の実現に努めてまいります。</p> <p>さらに、三つ目の○になりますが、各学校・学科の特色に応じて、地元地域や大学・企業等との協働体制を確立し、地域の活性化に貢献する、「高校ならではの取組」を一層充実してまいります。</p> <p>以上、御報告いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、</p>

	御意見、御質問はありますか。 県立の学校が全てコミュニティ・スクールになるということです。
佐野委員	先行してコミュニティ・スクールが設置された高校のほうでは、今の時点でどのような成果が出ているのでしょうか。
高校教育課長	高校でコミュニティ・スクールを先行して導入したのは周防大島高校、岩国高校、美祢青嶺高校の3校です。各校の校長からの報告によりますと、地域との連携を行うことで、学校内での学びが地域活動に繋がってくる。それによって学習意欲が高まったり、地域に貢献したいという意欲が出てきたりといった成果があるというふうなことでした。
教育長	周防大島高校とか豊北高校、防府商工高校などがコミュニティ・スクールを活用して積極的に地域と連携しており、地域からの理解が得られています。これからもしっかり取り組んでいきたいなと思います。
小崎委員	高校が100%コミュニティ・スクールになるということで、小中学校は既に100%となっておりますが、やはり時間が経つにつれて、言葉は悪いですがどうしてもマンネリ化してしまうことがあります。そういう状態の時に、全ての高校でもコミュニティ・スクールを開始することは、小中学校に携わる者に対して、新しい風を吹かせてくれるのではないかと感じています。小中学校が高校とコミュニティ・スクールを通して一緒に出来るのが感じとれるので、とても良いことだと思ひ、期待しています。
教育長	地域の小学校・中学校・高校で育った子どもたちが、コミュニティ・スクールを通じて地域と向き合う。大学へ行って、先生になって帰ってくる、というような良い循環も出来つつあります。また、次のステップへ進んでいけば良いなと思っています。
教育長	それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項3について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。
社会教育・文化財課長	それでは、「山口県社会教育委員の会議の提言」について御報告をさせていただきます。別冊資料として提言書全文のほうをお配りしておりますが、本日は議案資料76ページの概要版のほうで御説明させていただきます。 山口県社会教育委員の会議では、平成30年度から2か年にわたり、「子どもたちの豊かな心、健やかな体を育む社会教育の充実に向けて」をテーマに協議が行われてまいりましたが、この度提言書としてまとめられ、去る1月24日に、江原健二議長から浅原教育長に提出されたところでございます。 本テーマは、少子高齢化や人生100年時代、また、超スマート社会や

グローバル化、地域のつながりの希薄化等、子どもたちを取り巻く教育環境が厳しさを増す中、本県が推進しております「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かして、子どもたちの豊かな心、健やかな体の育成を支援する活動を、いかに充実させていくかについて、社会教育の領域から検討していくという意図のもとで設定されたものでございます。

提言をまとめるにあたっては、「山口県教育振興基本計画」のうち、学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進に係る3つの施策、「地域連携教育の充実」「家庭教育支援の充実」「社会教育施設等を活用した教育の充実」について、これまで全6回にわたる会議で御協議をいただき、今回の提言が作成されています。

それでは具体的な内容についてですが、提言は大きく分けて3つの章で構成されています。

まず、第1章では「現状と課題」として、「社会情勢の変化」「子どもたちの体験・交流の減少」「メディアとの関わり方の変化」「子どもと保護者(親)の関係の変化」の4点から、まとめられています。

第2章では、こうした現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき施策の方向性を、「多様な主体を活用した子どもたちの体験・交流機会の充実」「学校・専門機関等と連携した情報リテラシーの育成」「家庭教育支援の充実」の3点から整理されています。

続きまして、77ページにございます第3章では、第2章で述べられた3つの方向性に沿った具体的な対応策が示されています。

まず、「多様な主体を活用した子どもたちの体験・交流の機会の充実」では、「教育活動、地域資源の活用」「社会教育施設、団体等の活用」「体験活動・学習機会の設定」の3つの方策が提言されています。

体験・交流活動の有用性に関する理解の促進を図るために、各地域での好事例を積極的に発信するとともに、子どもたちの発達段階に応じた望ましい活動プログラムを充実させること、また、指導者と社会教育施設の連携を強化することで、地域の様々な場所で多様な体験・交流の機会の展開が望まれることが示されています。

次に「学校・専門機関等と連携した情報リテラシーの育成」では、「学校と連携した情報リテラシー・モラル教育の充実」「専門機関やマスコミ等の活用」「読書活動の充実及び図書館からの情報発信」の3つの方策が提言されています。

高度情報化社会で求められる情報処理能力やプログラミングのスキルとともに、情報モラルやネット依存症等による心身への影響についても、正しく理解する必要性が社会全体で叫ばれています。このような情報リテラシーを扱う各種教室や講座に子どもたちはもちろん、乳幼児のいる家庭を含めた保護者や地域の人々全員が当事者意識をもって参加できるように学校、関係団体、専門機関、企業等を結ぶ連携体制を構築し、報道等も活用して広報・啓発を図っていくこと、また、活字離れが進んでいる子どもたちに、家庭教育支援チームや公立図書館等からの積極的な情報提供をもとに、家庭での読書習慣の定着を推進していくことなどが示されています。

続いて「家庭教育支援の充実」では、「学習機会・交流の場の設

	<p>定」「出前講座や訪問型支援の充実」「SNSの活用による情報発信」の3つの方策が提言されています。</p> <p>地域のつながりの希薄化や核家族化の進行等により、子育ての悩みや不安を抱える家庭へのきめ細かな支援の必要性が高まっている中、概ね中学校区を活動対象とする「やまぐち型家庭教育支援チーム」の設置をさらに促進すること、また、「子育てサロン」や「子育て悩み相談」を学校と連携しながら計画的に開催する等、地域ぐるみで家庭を見守る取組を推進していくことについて示されています。特に人材の育成に関しては、子どもに関わる支援者の経験値や求められる役割等に応じた研修内容の充実、あるいは修了者が参画した出前講座の展開を図っていくことが強調されています。</p> <p>最後に、「地域学校協働活動推進員を中心とした、多様な主体の連携による子どもたちのサポート体制づくり」について提言されています。</p> <p>第3章でこれまで挙げた具体的な対応方策を、社会教育の立場から推進していく要となるのが、「やまぐち型地域連携教育」の中で学校と地域をつなぐ「統括コーディネーター」等の“人”であり、今後ますますその活動の幅を広げていくことが求められます。法改正により、こうした統括コーディネーター等を「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱を行うことは、その身分を保証するだけでなく、学校と地域との間で“目指す子どもの姿”が、より明確に共有された協働活動の展開や、子どもたちへのより強固なサポート体制構築につながっていくことが示されています。</p> <p>この提言書につきましては、市町教育委員会、各公民館、各学校、教育関係団体をはじめ、約1,100か所に配付を予定しておりますとともに、社会教育・文化財課のホームページに掲載し、広く県民に周知をはかることとしています。また、今後、提言の具現化に向けて、関係機関とも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。</p>
教 育 長	ただいま社会教育・文化財課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
小 崎 委 員	この提言は、どこで配布されるのでしょうか。
社会教育・文化財課長	最後にお話しましたが、大体1,100ヶ所に配布する予定です。市町教育委員会、各公民館、各学校のほうに配布しますし、いろんな教育関係団体にも配ってまいりたいというふうに考えております。
小 崎 委 員	提言を見させていただきましたが、すごく分かりやすく、とても良いと思います。提言がなされた後、いろんな所に配布されるのですが、受け取った側としてはこれをどう取組に活かすか。教育委員会が主導して行うことがあるのでしょうか。
社会教育・文化財課長	社会教育委員からの提言というかたちで受け取っておりますので、我々県教委といたしましても、当然重く受け止めております。県教委

	<p>は県教委としての立場で、個々に盛り込まれた提言の具体化に向けて、それぞれの施策の検討が必要になってきますし、市町の役割であるとか、家庭でやってもらわなければならないことも盛り込まれておりますので、それぞれの役割の中で意識して取り組んでいただきたいという思いも持っております。そういう意味で、私どもは幅広くこの提言書をいろんなところに配布して、御覧になっていただければという気持ちです。</p>
小 崎 委 員	<p>これまでも提言の配布はされたのですか？</p>
社会教育・文化財課長	<p>大体2年に1回ぐらいのペースで提言をいただいております。その時々テーマもあり、今回はこのようなかたちの提言で、ということで配布をしております。</p>
小 崎 委 員	<p>この提言そのままではなくて、例えばもうちょっと短くしてまとめたものが家庭に配られると、保護者からすれば、今、県のほうで何がされているのかがすごく分かりやすくなる。せつかく配布されるのであれば、それぞれの家庭にも分かるようなかたちで拡がっていけば良いと思います。</p>
教 育 長	<p>今までも何度か、社会教育委員からの提言があったのですが、それを受けたままにならないよう、この先、各自で創意工夫してほしい。県でやるべきところは、県の施策に反映させていただくかたちで、取組を進めていく。その結果、出てきた意見についてはまた、必要に応じて、各学校に示したいと考えています。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p>
教 育 長	<p>続いて協議事項に入ります。 協議事項1について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>それでは、協議事項1「山口県文化財保存活用大綱（最終案）」につきまして御説明いたします。最終案の全体版はお手元に別冊資料としてお配りしておりますが、本日は議案資料の80ページからのほうで御説明いたします。</p> <p>1の「策定の経緯」にありますように、本大綱につきましては、昨年11月の教育委員会会議で素案について御協議いただいたところですが、その後、県議会に報告した後、2の「パブリック・コメントの実施状況」にお示ししておりますとおり、昨年末から年明けにかけ、パブリック・コメントを実施し、3名の方から合計27件の御意見をいただきました。</p> <p>いただいた御意見及び県の考え方につきましては、82ページからの「山口県文化財保存活用大綱（素案）に対するパブリック・コメントの概要について」のほうで記載しておりますが、本日は時間の関係上、詳細の説明は省略をさせていただきます。</p>

	<p>続きまして、3の「最終案の概要（素案の修正概要）」でございます。パブリック・コメントや県議会、文化財保護審議会等でいただきました御意見等につきまして、検証・検討を行い、必要に応じて記載内容の修正等を行っております。</p> <p>まず81ページ、(1)のパブリック・コメントを受けての修正ですが、「文化財の保存・活用の推進体制における防災危機管理課、消防保安課等の記載」や「観光地別観光客数の表の網掛けの注釈の記載」、「指定文化財の一覧表の追加や用語解説の追加」といった内容や、資料の充実を求める意見に対して、それぞれ修正や追加等を行いました。</p> <p>次に、(2)の県議会、文化財保護審議会等からの意見ですが、「『文化財の保存や活用にあたり、県、市町はもとより所有者、地域全体が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいく』とあるが、相互に理解を図りながら進めていく必要があるのではないか」とか、「市町域を超えた広域的な歴史文化の特徴を記載すべき」等の意見があり、それぞれ修正内容にお示ししている修正等を行っています。</p> <p>最後に、4の今後のスケジュールですが、本日の協議を経て、県議会に報告の後、年度内に策定・公表する予定としています。</p> <p>以上、御協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいま社会教育・文化財課から協議事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
中 田 委 員	パブリック・コメントをいただく時、投稿者の住所や氏名なんかは明らかにしているのでしょうか。それとも全くの無記名でしょうか。
社会教育・文化財課長	住所や名前等はいただいております。
教 育 長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	次の教育委員会会議は、令和2年3月23日（月）午後2時からを予定しています。